

教 生 学 第 1 2 9 6 号  
令和5年(2023年)3月13日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

教職員向け研修資料「ヤングケアラーの支援にあたって」について(通知)

ヤングケアラーの支援にあたっては、学校がヤングケアラーと思われる児童生徒に気づいた際、本人の意向を踏まえながら、福祉、医療、介護などの関係機関に適切につなぐことが求められております。

当課では、学校や教育委員会における対応の参考となるよう、令和4年(2022年)7月15日付け教生学第446号で「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を送付したところですが、この度、ヤングケアラー支援に係る実際の事例を参考にして、ガイドラインをより効果的に活用できるよう、早期発見の取組や関係機関と連携した支援に関する資料を作成しましたので、送付します。

つきましては、各学校において本資料をガイドラインとともに活用するなどして、ヤングケアラーの支援の在り方について、教職員の理解を深めていただきますようお願いいたします。

なお、次のWebページにて、本資料やガイドラインを含め、ヤングケアラーに関する資料を掲載しておりますので、校内研修等で活用願います。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

[道教委Webページ]

○ ヤングケアラーについて

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



(企画・調整係)

# ヤングケアラーの支援にあたって

学校がヤングケアラーに気付いたときに、どのような対応をするのか、実際の支援事例を参考に確認しましょう。

## ヤングケアラー支援の一般的なフロー

支援の基盤づくり（連携体制づくり、周知啓発、人材育成等）

ヤングケアラーの発見

本人や家族の意思確認

アセスメント・多機関連携の必要性の判断

連携先の確認

責任をもつ機関・部署の明確化

課題の共有・支援計画の検討（ケース会議等）

即時の支援を行わず様子を見る場合

即時の支援を行う場合

支援の実施

見守り・モニタリング

地域住民等によるゆるやかな見守り

## 【学校の対応のポイント】

### 早期発見

- ・教職員の理解促進
- ・アセスメントシートの活用
- ・S Cを含む教育相談体制充実

ガイドラインP.10

### アセスメント

- ・本人や家族の意向確認
- ・連携した支援の必要性判断
- ・S S Wによるアセスメント

ガイドラインP.14

### 連絡先の確認

- ・市町村の対応窓口の確認
- ・各機関の役割について把握
- ・顔の見える関係づくり

ガイドラインP.16

### 関係機関による支援

- ・学校の役割の明確化
- ・継続的な支援体制の確立
- ・各機関の「のりしろ型」支援

ガイドラインP.18

ヤングケアラー支援に関わる  
主な関係機関はこちら

ガイドラインP.23

## ヤングケアラー支援は、本人や家族の意思の確認が前提です。

- ・ヤングケアラーは、ケアを止めたいという考えとは限らないため、本人・家族の意思を尊重しましょう。
- ・本人と家族には、これまでの関係性や役割があるため、それぞれの思いを尊重して関わりましょう。



◇「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」は  
こちらからダウンロードしてください。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



# 事例に見るヤングケアラー支援のポイント

## ヤングケアラーの早期発見

### 【中学生の事例】

- ・欠席が多い生徒Aについて、定期的な学年部会で報告。生徒Aに関係する教員でアセスメントシートを作成。
- ・学年部会で、生徒Aのアセスメントシートを共有して情報を整理し、ヤングケアラーの可能性を確認

### 【中学生の事例】

- ・生徒Bは、SCとのカウンセリングで、精神疾患を抱える保護者の心理的なケアと家事の大部分を担っていることを相談。
- ・SCは、生徒Bに了承を得た上で管理職及び学級担任と相談内容を共有し、市の相談窓口につながるよう管理職に助言。

### 【高校生の事例】

- ・市町村教育委員会のSSWが、保護者の心理的ケアを担い、継続して支援してきた生徒Cについて、進学先の高校に情報提供。
- ・SSWと教員、教育委員会担当で生徒Cの状況を高校に引継ぎ、学校での支援体制を検討。

※SC=スクールカウンセラー SSW=スクールソーシャルワーカー

### POINT

- ・教職員の理解促進
- ・アセスメントシートの活用

### POINT

- ・SCを含む教育相談体制充実
- ・教職員の理解促進

### POINT

- ・SSWによるアセスメント
- ・継続的な支援体制の確立

## 関係機関との連携

### 【中学生の事例】

- ・母親の介護をする生徒Dについて、学校は市町村の相談窓口（子育て支援課）に今後の支援の方向性について相談。
- ・相談窓口（子育て支援課）は、福祉課、社会福祉協議会と支援会議を開催し、専門機関との連携等母親への支援実施。

### 【高校生の事例】

- ・父子家庭で父親の介護を担う生徒Eについて、SSWの助言により学校は生徒居住地の保健センターに連絡。
- ・保健師が継続して生徒E及び父親と面談を行うとともに、学校と情報共有して、校内の対応について検討を継続。

### 【高校生の事例】

- ・生徒Fが作成した父親の介助に関する「大変なことリスト」を基に、学校が生徒居住地の保健福祉課に要対協開催を依頼。
- ・保護者の介護・福祉サービス内容の変更、生徒Fに教員・SC・保健師が定期的に面談等の支援策を要対協で確認。

※要対協=要保護児童対策連絡協議会

### POINT

- ・市町村の対応窓口の確認
- ・各機関の「のりしろ型」支援

### POINT

- ・SSWによるアセスメント
- ・各機関の役割について把握

### POINT

- ・顔の見える関係づくり
- ・学校の役割の明確化

## 学校における支援

### 【中学校の事例】

- ・生徒Gは、母子家庭で母親の精神的ケアと家事により欠席が多くなっており、ケース会議で福祉等の支援体制がないことが判明。
- ・母親の支援は子育て支援課、福祉課、民生委員が行い、生徒Gには学校がSCと連携した定期的な教育相談と登校支援を実施。

### 【高校生の事例】

- ・両親が病気を患い、経済的な困窮世帯の生徒Hについて、担任との教育相談で本人が生活上の問題解決を希望することを確認。
- ・学校から関係機関への連絡を希望しない生徒Hの意向を踏まえ、福祉支援について情報提供し、定期的な面談で状況を把握。

### POINT

- ・学校の役割の明確化
- ・各機関の「のりしろ型」支援

### POINT

- ・本人や家族の意向確認
- ・継続的な支援体制の確立

※各事例は、実際の支援事例に基づき、個人が特定されないよう編集しています。

(参考送付)

教 生 学 第 4 4 6 号  
令和4年(2022年)7月15日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」について(通知)

ヤングケアラーの支援にあたっては、学校がヤングケアラーと思われる児童生徒を、本人の意向を踏まえながら、福祉、医療、介護などの関係機関に適切につなぐことが求められています。

この度、当課において、厚生労働省の資料を参考にして、学校や教育委員会が関係機関と連携した支援を行うことができるよう、別添の資料を作成しましたので、送付します。

つきましては、各学校において本資料を活用するなどして、ヤングケアラーの把握や支援の在り方について、教職員の理解を深めていただきますようお願いいたします。

なお、次のWebページにて、本資料を含め、ヤングケアラーに関する資料を掲載しておりますので、校内研修等で活用願います。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

[道教委Webページ]

○ ヤングケアラーについて

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



(企画・調整係)